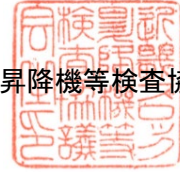


報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和7年4月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月度の受付台数は14,441台で前年同月比109.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新規物件に対する基準月のお知らせについて

新規物件を受付後に報告会社様へご返却する際、報告書（第二面）の基準月（次回有効期限）に協議会が赤丸をして返却しておりましたが、この度この赤丸を廃止とさせていただきます。

昨年度より報告会社様へ「報告引受証」（受付台帳）の内容から“次回有効期限”を確認していただきますようお願いしておりましたが、赤丸の廃止にあたっては、引き続き「報告引受証」（受付台帳）の内容から“次回有効期限”をご確認願います。

現在「報告引受証」（受付台帳）発行後も有効年月の問合せが多く発生していますので、「報告引受証」（受付台帳）を社内にて共有していただくよう併せてお願いいたします。

【例】

報告引受書（受付台帳）

受付台帳

（対象日付：令和7年04月01日～令和7年04月15日）

報告会社：〇〇〇〇株式会社

（通し番号範囲：07-000000 ～ 07-999999）

受付年月日	受付番号	登録番号	建物名称	次回有効期限
R07年04月03日	07-4-	102-00-00000 L	〇〇〇〇〇〇〇〇	R08年01月（新）
			（大阪市 1件）	

基準月の表示

2. 昇降機定期検査告示について

平成20年国土交通省告示第283号の判定基準に伴わない内容を要重点点検または要是正として記載されている検査結果表が見受けられます。

告示第283号の検査事項・検査方法・判定基準及び前回の検査結果を十分確認したうえで適切に判断していただきますようお願いいたします。

なお、告示には当てはまらない判断をする場合については、事前に特定行政庁へ相談し特記事項欄外に内容を記載していただきますようお願いいたします。

【例】

ロープ式 1.14 ブレーキ検査方法・判定基準

検査項目	検査事項	検査方法	判定基準
ブレーキ	パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 運行に支障が生じている又は次回の定期検査時若しくは定期点検時までにはパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。 ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍(電気制動式のものにあつては、1.1倍)以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。

判定基準：イ 次回の定期検査時若しくは定期点検時までにはパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがある場合の判定結果は“要是正”で報告してください。

前回の定期検査時に“要是正”で報告した場合は、今回パッドが運行に支障が生ずる厚さに達していない場合も“要是正”で報告が必要であり“要重点点検”に変更しないでください。

以上